

さらなる年金削減の中止を求める意見書

国会は一昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。それに基づき昨年の10月、全国の約3900万人の年金受給者のすべての方の年金が1%削減された。

この1%の年金削減に対して、予想を超える多数の年金受給者が行政不服審査請求を行い、その数は12万6千人を超えるに至った。『物価が上がり、消費税が増税される中で、これ以上年金が減らされたら生活が成り立たなくなる』という高齢者の怒りがうねりになって大きな数になったものである。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。これは地域経済にも大きな影響を及ぼすものである。安倍首相は、『経済の好循環』を経済政策の柱にしているが、年金のさらなる削減はそれに逆行するものである。

さらに、2.5%削減に続いてマクロ経済スライドの実施による連続的な年金削減が計画されている。また年金制度の変更によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されている。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも下記事項について強く要請する。

記

1. 年金のさらなる削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣
厚生労働大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産にかかる固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、以下の対策を求めるものである。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体により復興事業に柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。
5. 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7. 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済財政政策担当大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国におけるウイルス性肝炎、とくにB型・C型肝炎患者・感染者は全国で350万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染といわれており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障をきたしている。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国におかれては、これらの患者の救済をするため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は音声ではなく、手や指、身体などの動きや表情を使い、独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、ろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者の尊厳が著しく傷つけられてきた長い歴史がある。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、フィンランドの憲法をはじめ、世界では憲法や法律に手話を規定する国が増えてきており、これは世界的な潮流となっている。

わが国では、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、ろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

鳥取県が平成25年10月に手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語条例を制定したことが契機となって、他の自治体でも同様の条例制定に向けた取り組みが進みつつある。しかし、このような取り組みを着実に根付かせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定することが必要である。

よって、国におかれては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら、手話言語法（仮称）を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣